

木更津市立富岡小学校跡地活用事業者選定審査会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、木更津市立富岡小学校跡地活用事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 木更津市立富岡小学校跡地活用事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するため、審査会を設置する。

(審議事項)

第3 審査会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 応募書類の評価及び事業者の選定
- (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

第4 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長および副委員長)

第5 委員長は、副市長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、総務部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第6 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会議)

第7 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、総務部行政改革推進室において処理する。

(秘密の保持)

第9 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10 この要領で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月26日から施行し、事業者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別表(第6 関係)

委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	企画部長 財務部長 市民部長 経済部長 都市整備部長 教育部長